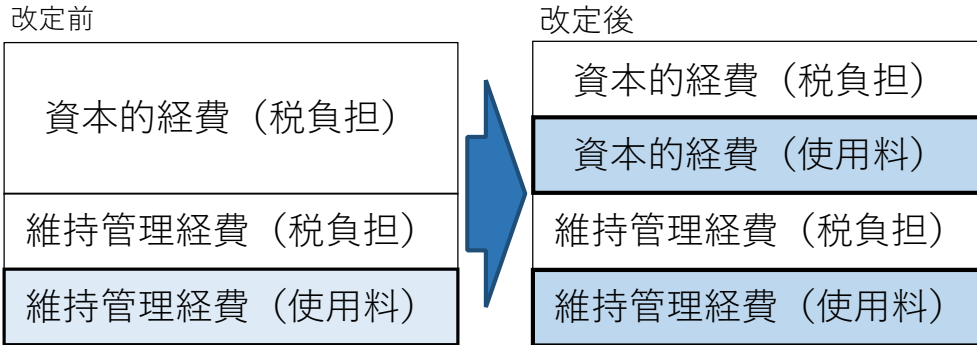


# 公の施設使用料の見直し方針と施設等使用料の改定について

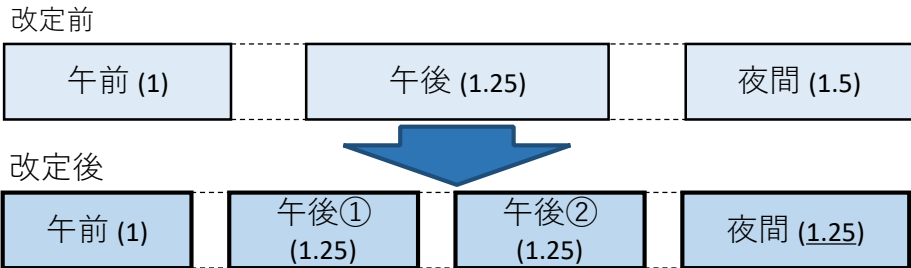
## ●「公の施設使用料の見直し方針」の主な改定内容

### ポイント①：使用料の算定方法を見直し



- 受益者負担の適切な導入、大規模な施設更新によるサービスの充実及び施設サービスの持続可能性を見据え、使用料の経費に資本的経費※を算入します。  
※建物の減価償却費等

### ポイント③：利用時間割と料金負担割合を見直し



※ ( ) 内の数字は料金負担割合

- 利用率の増加を目的として、時間割（コマ数）を3から4に増やします。
- 時間別の利用状況等を踏まえ、夜間の負担割合を1.25に変更します。

※パーシモン・GTホールを除く

## ●使用料の扱い

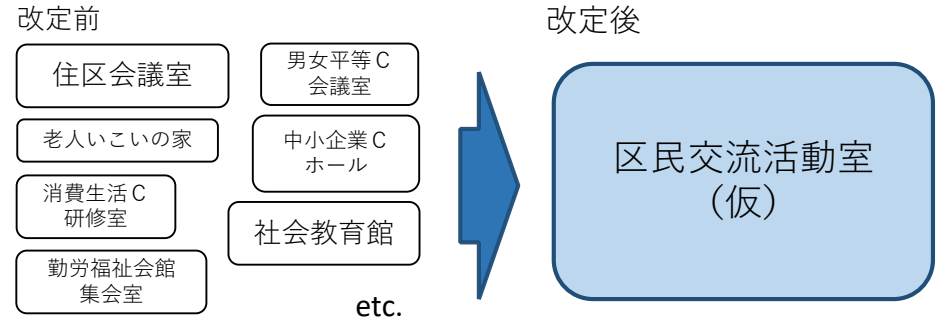
方針に基づき算定

R7改定のみの特  
殊なルール

- 改定単価の上限は、現行単価の1.5倍
- 子どもを育む環境の充実を図る観点から、小人の料金を据え置き

使用料決定

### ポイント②：算定の括り方を見直し



- 区民活動の活性化を目的に、多くの貸室を「区民交流活動室（仮）」として同一に位置付けることと合わせて、単価の算定もまとめて行います。

### ポイント④：団体登録の区分けを見直し

現行の団体	負担割合	新しい団体	負担割合
地域活動団体	25%	登録団体（区民団体）	25%
社会教育関係団体			
男女平等参画団体			
消費者活動団体	50%	一般団体（区民団体）	50%
一般団体		その他団体	100%

- 区民交流活動室（仮）の設置に伴い、複数の登録団体を統合します。  
※心身障害者関係団体・芸術文化活動団体を除く
- 現行の一般団体を区民等の要件により振り分け、料金の負担割合を変更します。